

平成 27 年 4 月 1 日

いじめ防止基本方針

長野県佐久平総合技術高等学校

いじめ防止等の対策のための基本的な方針

1 いじめ防止等の対策の目指すもの

本校の教育目的は、「佐久平の明日を担う人材の育成」である。地域から信頼され、地域産業およびその振興に主体的・創造的に貢献できる人材の育成を目指して教育活動を展開している。総合技術高校では、専門的な素養・能力を備えた上で、異なる知識・方法論を持つ他学科の多種多様な生徒が集い、それぞれの個性を存分に活かしながら、知の創造や研究・商品開発に人間力を最大限発揮するチームとしての力が求められている。イノベーションの創造にはチームとしての取り組みを欠かすことができない。このチームを成立させ、学科の「連携と協働」からイノベーターとしての基礎的な資質を身に付けさせたいと考えている。

教職員は、すべての生徒が心身ともに健康で、自己肯定感と他者への思いやりの心や職業人としての倫理観を持ち、高い志のもとに自ら意欲的に学び、自己実現に向けて有意義で充実した様々な活動に取り組めるよう、チーム編成の最大障壁となる「いじめ」を抑止し人権意識を尊び、いじめを許さない学校づくりを推進する。そのために日常の指導体制を整え、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は、適切かつ迅速に解決するために、いじめ防止基本方針（いじめ防止全体計画）を定める。

2 学校のいじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

集団の中では、生徒同士のトラブルが起こる可能性は否定できないが、そうしたトラブルがいじめ問題に発展しないように、生徒をいじめに向かわせないように、すべての生徒を心の通う人間関係が構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない学校、学級等の集団をつくることを第一と考える。そのためには、「発生してから対応する（事後対応）」という考え方から、「問題が発生しにくい集団をつくる（未然防止）」という考え方への転換が欠かせない。

ついては、すべての教育活動において、次の点を念頭に置いた活動を行う。

- ①生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促すとともに、生徒の豊かな情操や道徳心を育み、お互いの人格を尊重し合える態度や心の通い合う人間関係を構築する能力の素地を養う。

②生徒が「学び甲斐」を実感できる教育活動を展開するとともに、安心して学習することができる規律ある学習環境づくりに心掛け、わかる授業づくりを目指し授業改善を進める。すべての生徒が参加・活躍できる授業の工夫をする。

③いじめを行ってしまう背景にも着目し、ストレス等の要因に適切に対処できる力を育むとともに、自己有用感や充実感を感じられる集団づくりを進める。異なる知識・方法論を持つ他学科の連携や研究・開発に集うチーム等の小集団ばかりでなく、学校行事や学年行事、LHRなどを通じて生徒同士の交流機会を有効に活用し、集団内（生徒間）で垣根を作らない取り組みを実施する。

④生徒個々に対する丁寧な観察と面談を実施し、生徒間での人間関係（友人・信頼関係等）の把握に努めるとともに、社会性や対人関係力を高める指導（ソーシャル・スキル・トレーニング講座等）を学年・学級などで実施し、必要に応じて個別指導を行う。

(2) いじめの早期発見・早期対応

いじめの兆候にいち早く気づくことで迅速な対応（早期対応）が可能となり、問題の深刻化を防ぐことができる。教員、保護者のみならず全ての大人が連携し、「いじめを見逃さない」という姿勢で生徒の変化に目を配ることが必要である。その際、いじめは周りから分かりにくい形で行われることがあることを認識し、ささいな兆候であっても軽視せず、いじめに進行する可能性のある事象について、早い段階から適切に関わりを持つことが欠かせない。また、一人で判断するだけでなく、「報告・連絡・相談」を大切にし、複数の目で判断する。

いじめの早期発見のため、学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して生徒を見守ることを大切にする。状況によっては、未然防止・早期対応の観点から、「全員を対象」とした面談や指導を実施する。

ついては、いじめの未然防止と早期対応に注力した、いじめを生まない取り組みとして、次の点を念頭に置いた活動を行う。

①授業や行事の中で、どの生徒も落ち着ける場所をつくり出すことで、“居場所づくり”を進める。ささいな行為が、深刻ないじめへと簡単に燃え広がってしまわない、潤いに満ちた学習環境をつくり出す。

②自己有用感を高め、ストレスがあっても、いたずらに他者を攻撃することがない

よう、授業や行事の中で、すべての生徒が活躍できる場面をつくり出し、生徒同士の“絆づくり”を促す。

③いじめに向かわせないために、学校で取り組むべき課題は、「規律」「学力」「自己有用感」の3つである。具体的には、きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身につけ、認められているという実感を持った生徒を育成する。

④生徒がいじめについて相談しやすいよう、日頃から生徒との有効なコミュニケーション（信頼関係）の構築に努め、受容的態度と毅然とした態度のバランスのよい対応・指導を心掛ける。また、生徒の話をよく聞く、声掛けをする等、日頃の積極的な交流に努める。

(3) いじめへの対処

いじめにつながる可能性のある行為を発見したり、情報を受けたりした場合は一人で抱え込まず、速やかに組織で対応することを原則とする。また、いじめを把握した場合の対応の仕方について、平素から職員の共通理解を図り、組織的な対応のための体制整備を図る。

いじめがあることが確認された場合は、いじめを完全に止めるとともに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、丁寧な対応をする。また、家庭や教育委員会への連絡・相談等を密にし、関係機関との連携を図る。

ついては、いじめを生まない、いじめに向かわせない取り組みの一環として、次の点を念頭に置いた活動を行う。

①「一人で抱え込まず、チームで対応」

1) 生徒のささいな変化（遊びやふざけなどのように見えるが気になる場合も同様）に気づき、気づいた情報を職員間で確実に共有し、情報に基づき速やかに対応する。5W1Hをおさえた「通報シート」を活用し、迅速に「報告・連絡・相談（ホウ・レン・ソウ）」を実行する。

2) 必ず当初から複数職員が対応する（複数の観点から客観的に問題を把握・判断し、事実を歪曲・隠蔽しない）。

3) 事実関係や対応状況等を時系列で記録・集約し、関係者を招集して情報を全職員で共有する。

②「被害生徒を守り通す」

1) 被害生徒とその保護者の気持ちに寄り添い、丁寧に対応する。

- 2) 被害生徒とその保護者の了解のもと、事実確認および加害者等の指導を行う。
- 3) 被害生徒および情報提供者の秘密を厳守する。
- 4) いじめの解消後も、継続的な支援や見守りが必要である。

③ 「いじめは絶対許さない」

- 1) 加害生徒や観衆的立場の生徒に対し、保護者との連携を密にしながら、心理面は受容しつつ、行なった行為については毅然とした態度で指導する。

(4) 学校と家庭や地域、関係機関の連携

いじめ防止等への対応は、社会全体で生徒を見守り健やかな成長を促すことが大切なので、学校が家庭や地域、関係機関と連携して取り組むことが欠かせない。日頃から多くの大人が生徒と関わることで、いじめの早期発見・早期対応等につながる場合もあるため、学校内外を問わず生徒と多くの大人が関われるような取り組みを大切にする。

いじめの問題への対応には、関係機関との適切な連携が必要であり、平素から関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておく。また、保護者との連携を図り、日頃から生徒の様子など連絡を密にし、「家庭用チェックシート」などを活用して、家庭の様子や保護者の意見の把握に努める。

(令和元年 改訂)

(令和6年 改訂)